

池田文書の研究（六）

池田文書研究会

石黒忠恵の書簡について

一、石黒忠恵の略歴

忠恵は、幼名庸太郎のち恒太郎。名は忠恵のち忠徳さらに忠恵と改め、号は況齋。弘化二年、奥州伊達郡梁川に代官手代平野（本姓石黒）順作の長男として生まれる。万延元年越後片貝村に移り、伯父石黒定一郎の家を継いで石黒姓を名乗る。医に志し、元治元年江戸の柳見仙に入門して医学・洋学を修学、ついで慶応元年医学所に入學し、同四年卒業の後、医学所句読師となる。

明治二年、大学東校に出仕し、大学少助教となる。同四年、松本良順の勧めに従って東校を退き兵部省軍医寮に出任し、六年、一等軍医正に任ぜられ、佐賀の乱、西南戦争に従軍する。十二年東京大学医学部総理心得となる。翌十三年陸軍軍医監、軍医本部次長となり、軍医制度の創設に従事。二十一年軍医学校長、二十三年陸軍軍医総監、陸軍医務局長に進み、日清戦争の際には野戦衛生長官を勤める。三十四年予備役に編入され、翌年貴族院議員に勅選され、また中央衛生会会長、薬局方調査会長に選出される。大正六年日本赤十字社長に就任、同九年枢密院顧問官に親任され、子爵を賜わる。昭和十六年四月二十六日、享年九十七歳で死去した。右は主に自著『懐旧九十年』（岩波文庫）に拠る略歴である。

二、忠恵と謙齋との関わり

職歴の交差からみて両者の関わりは極めて緊密であったものと思われる。後年到達した地位からみて謙齋より忠恵が職務上上位にあったとみられがちであるが、その逆である。謙齋がいち早く明治二年七月大学大助教に任ぜられたのに対し、忠恵は翌三年大学少助教にとどまり、明治九年謙齋が陸軍軍医監に任ぜられたのに対して、忠恵が軍医監になったのは四年遅れて十三年である。また、明治十年謙齋が東京大学医学部総理に任ぜられたのに対して、忠恵は二年後の十二年に医学部総理心得として謙齋を補佐する任につくなど、四歳年長の謙齋が終始先輩格として職務上常に上位に立っている。忠恵が軍医総監となった時も、謙齋は軍医監を辞め後備役となったあとであり、忠恵が上位にあったことはい。

忠恵は山県有朋——松本良順という強力な人脈を背景に著しく国家主義的な軍医制度・医学教育制度の確立に行政官として手腕を振った。『懐旧九十年』によれば、明治初年から三十年に至る間の医事衛生に關する新制度制定案の作成には必ず、長専事齋、石黒忠恵、高木兼寛男、長谷川泰、三宅秀らが順番に私宅に会して熟談の上成案し、のち公にして定めたというが、ここに謙齋の名が見えないのは、両者の、微妙な肌合いや役割の違いを窺わせる。

三、忠恵の書簡

全四六通を数えるが、独特な筆跡で「池田文書」の中でも最も

判読に苦しむ書簡に属する。二通(長与専齋・加藤弘之宛各一通)を除き四四通はすべて謙齋宛である。消印を含めて年記の明記されたものは六通にすぎないが、内容から大半はおよその年代の見当がつく。最も早いものは、明治九年(推定)の書簡一二七〇で謙齋の軍医監任用にともなう履歴書提出に関する内容であり、最後は明治四十一年のコッホ博士歓迎会案内状、書簡一二六九である。内容は多岐にわたるが、次の三つの部類に大別できる。

A 東京大学医学部関係 三四通

B 陸軍軍医部・侍医局関係 一〇通

C その他 二通

Aの東京大学医学部関係が圧倒的に多く、全体の七四%を占めているのが大きな特徴である。この中でも大半は、明治十二年忠恵が文部省御用掛、東京大学医学部総理心得として謙齋の下に出仕する前夜からの約二年間に集中している。明治十四年六月、大学の改革によって謙齋が医学部を去ってからのものは当然激減している。

忠恵が陸軍軍医部から医学部に本務を移した事情は、『懐旧九十年』によれば、まず医学部の事情で、副総理の長与専齋の本務・内務省衛生局長が多忙のため、その代りとして忠恵が招かれることになったとしている。また軍医部の内情として松本軍医総監がその職を林研海に譲ろうとする時期で、研海と忠恵の仲が不和となっていたことが挙げられている。専齋宛の書簡四五六はこの状況を背景に読まれるべきものであろう。

忠恵の医学部時代の業績として自ら挙げているものに次の諸件

がある。他の三学部にすぎがけた医学士の学位授与の実行、卒業生の官費留学の実施、医学部の縦覧公開および招待夜会の開催、参考書籍等の充実など。この間の書簡の節々に当時三十歳代の忠恵の旺盛な主導ぶりがにじみ出ている。書簡四四六、四四三、四四二は明治十五年のものと推定されるが、謙齋が去ったあと、医学部でやや孤立して、辞表を提出したいきさつが述べられている。「軍医部之鋼鍔石黒医学部にて底車を真鍮と申位にて技倆未だ相尽し不申候」と心中を打ち明けている。忠恵はこれ以降、医学部を兼務とし、本務を軍医部に移して軍医制度の確立にあたるわけである。

Bの書簡一〇通のうち一通は前述の一二七〇で、これを除いた九通は忠恵が軍医部を本務とし、謙齋が侍医局長官あるいは侍医局長として官内省に属していた頃のものである。

(遠藤 正治)

池田文書 — 石黒忠恵書簡一覽

書簡番号	発信年月日()内推定	発信者名	受信者名	備考
(A) 東京大学医学部(明治12年~17年)				
1	1267 明治(12)年1月5日	忠恵	池田先生閣下	熱海入湯
2	456 明治(12)年3月1日	石黒忠	長与先生	文部之一条
3	436 明治 12 年6月13日	石黒忠恵	池田総理	本部会議時間変更
4	421 明治(12)年7月4日	忠恵	池田先生	ドクトル試験謝礼
5	439 明治 年3月17日	忠	池田先生	解剖体之義
6	438 明治 年3月22日	石黒忠	池田・三宅先生	緒方正規榊淑妹夫
7	459 明治 年5月22日	石黒忠	池田先生閣下	橋本氏へ熟話
8	448 明治 年6月3日	忠恵	池田謙齋殿	愛媛県病院之義
9	1268 明治 年6月15日	石黒忠	池田謙齋様	随フジセール
10	437 明治 年7月3日	忠恵	池田先生	長与親族の謝
11	429 明治 年8月2日	石黒忠	池田先生	暑中休暇御乞暇
12	457 明治 年9月6日	石黒忠恵	池田謙齋様	別封照会
13	430 明治 年9月6日	忠恵	池田先生閣下	橋本君二試験為相受
14	1271 明治 年12月23日	忠恵	池田老生	外科教授之義
15	460 明治 年 月5日	忠恵生	欠	進藤次郎義
16	458 明治(13)年2月28日	忠恵	池田先生閣下	チッセ氏と面会
17	420 明治(13)年10月23日	石黒忠恵	池田先生	別紙布達之義
18	454 明治 年1月15日	於醫校忠恵	池田先生	御不在中之件
19	441 明治 年1月18日	忠恵	池田先生	松原一条
20	428 明治 年3月2日	石黒忠	池田先生	石黒宇治治義
21	435 明治(14)年1月15日	忠恵	池田先生	ウイリス一条
22	431 明治(14)年7月7日	忠恵	池田先生	加藤総理邸会議
23	442 明治 14 年8月8日	石黒忠	池田謙齋先生閣下	医学部御勤務内示
24	451 明治(14)年8月24日	石黒	池田・三宅先生	三輪光五郎御申込
25	452 明治(14)年8月25日	石黒忠恵	加藤総理邸閣下	諮詢会医学部監事
26	446 明治(15)年1月24日	石黒忠恵	池田先生	小生身分之義
27	443 明治(15)年3月5日	石黒忠恵	池田一等侍医	文部省御用懸被免度
28	422 明治(15)年6月3日	忠恵	池田先生閣下	小生進退一条従前通
29	440 明治(15)年9月22日	忠恵	謙齋様	神内山己縁談
30	444 明治 16 年1月14日	石黒生	池田先生	支那料理招待
31	445 明治(16)年6月5日	石黒忠恵	池田謙齋様	根津五郎右衛門病用

32	433	明治 16	年 6月14日	石黒忠	池田様	根津一条
33	427	明治 (17)	年 7月26日	石黒忠	池田先生	ベルツ氏帰国贈物
34	426	明治 (18)	年 5月31日	石黒忠恵	池田先生	ベルツ氏再渡来履録

(B) 陸軍軍医部 (明治9年、明治12年~23年)

35	1270	明治 (9)	年 5月16日	忠恵	謙斎先生	謙斎履歴書々式
36	447	明治	年 1月17日	石黒軍医監	池田先生	宮内省御局へ出頭
37	449	明治	年 1月26日	石黒軍医監	池田軍医監殿	勅驗書義被相渡
38	432	明治	年 4月22日	木崎殿 ^元 ・大野 ^榊 ・八杉 ^雅 ・石黒 ^忠	池田謙斎様	軍医部 ^部 難会 ^納
39	450	明治	年 6月13日	石黒忠恵	欠	本部集会通知
40	453	明治	年10月10日	石黒忠恵	池田先生	少佐田島父病用
41	423	明治	年11月30日	石黒軍医監	池田軍医監殿	明日指寛
42	455	明治 (19)	年 7月28日	石黒生	池田先生	福原少将病用
43	424	明治	年 9月13日	石黒医務局次長	池田待医局長官	上 ^等 等 ^部 新 ^部
44	425	明治 (23)	年10月13日	石黒軍医監	池田待医局長殿	第一回日本医学会

(C) その他 (明治37年、41年)

45	434	明治 37	年 6月4日	忠恵	池田男爵殿	ちまき御礼
46	1269	明治 41	年 5月1日	石黒忠恵	池田謙斎殿	コッホ博士観迎会按

池田文書の研究 (六)

第一二六七号文書 石黒忠恵書状 池田謙斎宛

池田先生閣下

〔遠藤〕

新年之御慶奉拝賀候、さて昨年は御盛頂ニ相成候上年末ニは珍品拝贈難有奉拝謝候、実は年替又年頭とも参堂可為拝答之処、例之膀胱加答兒不宜為ニ一月早々より熱海入湯之次第為ニ乍不本意参堂不任候条御海容奉願候、何れ本月之末も帰京御託可申上候得共、何分本日今季端候間不取敢以書中一寸申上候、〇当地ニは伊藤卿其他貴紳充滿小生は小林義直と兩人にて一小屋ニ閉居且浴且読(左程上達もセマイガ)罷在候、司馬^三凌海も去年より相越居重症と之事ニ付早々相尋候処、削瘦有之常日之凌海ニあらず候、互ニ致落涙候、本日頃は少々敷床を出且話且咳候得共到底鬼伴と被察候、病は慢性肺炎之由ニ候、先は申訳旁申上度時氣御自愛奉禱候、忠恵頓首再拜、

一月五日黄昏書

御届ケ上候間御入手奉願候、

- (一) 小林義直：備後福山藩士、弘化元年八月備後深安郡野上村に生まれ、藩医寺池強平について蘭学を学ぶ。大学東校および文部省に出仕した。明治三十八年八月六日本郷西片町に没、享年六十二。
- (二) 司馬凌海：天保十年佐渡に生まれ、のち医者志して松本良甫、良順、ボンベ、佐藤泰然らに学ぶ。明治元年医学学校三等教授、ウイリスの通訳となる。文部省、宮内省に出仕し、のち官を辞し愛知県病院医学教師となる。また私塾春風社を創立して独乙語を教

授した。明治十二年三月十一日没、享年四十一。
(二) 前注より、凌海没年の明治十二年と推定される。

第四五六号文書 石黒忠恵書状 長与専齋宛

〔遠藤〕

追て山西兩卿より一言御嘶無之而は何分少々難出情ニ御諒察勿々不悪奉願候

昨夜も奉頼上候御致政別ニ御指支不被為入候哉と存候、陳は明後三日大政官へ参上私本日被達越、右は文部之一条ニ可有之と奉存候、然ル処其後林氏より一応御話有之而已にて、兼て申上置候通山県西郷等之閣下よりはまた候何とも御嘶無之、且又近日他より之風聞にては該校長被官を被相望候人も多分有之候故第次へ先日も御申上置候通り該校へ相加候とも小生ニ於ては別に有益許とも無之要々損失之上御存之殿御投火は必然ニ付先は来ル三日は御用召も病氣ニ付全快次第可致出頭と申立御差出置申候、萬々参上可奉申上度処、今日は無拠調物有之明日参上候ても万一御留守ニても候ハ、と被案此段申上置候、尚参上し寛々可奉申上心得に候也、

三月一日夜

石黒忠拝

長与先生

侍吏

(一) 忠恵が東京大学医学部総理心得に任ぜられる直前の書簡で明治十二年と推定される。

(二) 長与：長与専齋は明治十年四月より十二年まで東京大学医学部総理心得。

第四三六号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

本部会議明十四日午後第三時ヨリ相始候趣過齋申上置候得共、都合ニ依り明日午後第五時ヨリ相始可申候条、此段御通知いたし候也、

明治十二年六月十三日

石黒忠恵

池田総理殿

〔封筒表〕

池田総理殿

〔封筒裏〕
石黒忠恵

(東京大学医学部用封紙を使用)

第四二二号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

ドクトル試験相済候、生徒一同にて教師江為謝礼何敷進度素志之由、就ては右は品物之方宜敷ものニ候哉、又は饗宴之方よろしきものに候哉、品物は不氣分ニ候共一度饗宴之上品物差遣候方可然哉と時今問合ニ成候へ共、生も不相慣礼式ニ付内々尊意相同度候也、

七月四日

忠恵

池田先生

追て明五日は少々事故有之候間一日休晦奉願候、

(一) ドクトル試験：明治十一年十二月文部省から東京大学に学位授与権が与えられたのに伴う学士の学位試験。医学部では他の三学部にさきかけ、十二年四月二日に実施。明治十二年七月に第一回の

学位授与式が挙行された。
(二) 前注より明治十二年と推定される。

第四三九号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

解剖体之義に付田口非常之骨折にて略談合も行届功能も相見候、右ニ付囚獄医と之約束之荒増可申上と出頭候処、御出無之ニ付引取申候、いさい服部先生へ申上置候間、同君なり又ハ田口より懸りなり御聞取可被下候、一、右饗応其外ハ田口も自費支出居候間、百円御渡願出候間、丸懸り被渡度と西郷へ申置候へ共、尚御一答可被下候、

三月十七日

池田先生

忠

(一) 田口：田口和美、医学校の解剖学教授。明治二年頃、医学校の解剖学の材料にするため刑死者の屍体を忠恵と田口とが司法当局とかけ合い貰い受けた。このとき最初に医学校に迎えられた屍体六体のうち一つは米沢藩の雲井龍雄の刑屍体であった。

(二) 前注より明治二年頃とも推定されるが、本状は医学部時代の解剖時であろう。

第四三八号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋・三宅秀宛

〔遠藤〕

小生義本日於軍医本部当番有之候間不参仕候、さて緒方正規は神淑妹夫之由にて神宅へ之はかき同人父が差越候間、呈高覧候、場合より一年間支給之件も水泡ニ帰遺憾成事ニ候、右申上度候、早々、

三月廿二日

池田先生

三宅先生

石黒忠

第四五九号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

廿二日第二回

今夕ニは相伺可申と先刻申上候処、只今橋本氏へ熟話之末尚未た決し兼候処不申、明日ニモ橋本氏より決し来り候様ニ相成居候間、今夕は不相分いつれ近日前次を伺置候末、一夜参上厚き御配意之御礼、且は何れ敷致し候要点可申上候也、

五月廿二日

午時

石黒忠

池田先生閣下

第四四八号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

昨日御嘶御座候愛媛県病院之義櫻村桐原とも協義候処、前之例も有之百三十円にては如何に可有之敷、乍去先当と相談し候義に相成候間、明日否御返答可申上候、

一、猶宮様来覧之節之ニは別ニ鄭重ニは不及候へ共、本省長官被誘引、且又来覧之時は各部長送迎丈ケニて他ニ随意ニも不及と之事ニ有之候、尚来覧之日時被達候ハ、可申上候、

六月三日

忠恵

池田先生

硯北

(封筒表)

駿河臺北甲賀町

池田謙齋殿

親披

(封筒裏)

本郷医学部

石黒忠恵

池田謙齋様

侍史

- (一) 櫻村：櫻村清徳(貞軒)、医学所出身でのち医学博士。もと米沢藩士。東京大学医学部教授。
- (二) 桐原：桐原真節、東京大学医学部教授(外科)。
- (三) 明治十二(十四)年頃と推定される。

第二二六八号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

昨日は尊書拝誦、御発途は幾日頃と相成可申や奉伺候、思召懸山県公へ御逢申候処、老兄御途々上後は尿道ブリーシーセーレン之義如何可致やと申事故、小生考ニはブリーシー、カテーテル之抑入は三浦義純と申者大ニ慣居手際よく、シユルツ之やかましもブリーシーカテーテルハ同人ニ任せ置候程故、同人にても如何ニ可有之やと申述候処、何ニ致せ池田君へ相托し同人三浦よきと被存候ハ、三浦へ、橋本よきと被考候ハ、橋本ハ同人より迹之事依頼被致置度段小生ハ御伝言申呉候様被申候ニ付申上候、可然相願候、今日午後一寸可相伺とは存候へ共もしや御留守ニ相成候訳又ハ小生不参之節は違候間以書中申上候、

一、御病氣御大切奉禱候、御奥方之御嘶ニは少々肺カタル之由、呉々も御加養奉専念候、兎角事を省略被成候義専一ニ奉愚案候、

一、昨日は御奥方御来訪被下置奉拜謝候、宜敷御致伝奉願候、

六月十五日 石黒忠

第四三七号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

(前欠) 右申上度此如申上候也、

七月三日

池田先生

忠恵 拜啓

追て本文之趣長与君并医事新聞へ通知致し候、且又学務課長丈ケは可相成は単り呉様御名前にて内状差遣可申候也、

第四二九号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

益御多祥奉賀候、然は暑中休暇御取被成候ニ付御出張可申旨拜承仕候、小生義も公私相兼来ル十六日ハ休暇相願手続ニ相成居候間、其敷御乞暇被下度奉願候、左候へは何れも御出張と奉申上候、右は御手操も可被為在候ハ、早々申上候、

八月二日

石黒忠

池田先生

九月六日

忠恵

池田先生

閣下

第四五七号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

追々先方にても取急ぎ候由ニ付明七日朝迄ニ御返事無御座候ハは無差支と返書を可申候、此段申渡候、

別封照会に候処、附属病院外科患者は已ニ桐原生も引揚候義ニ付誠ニ差支可申、就而は相断可申歟、又は右留守中桐原君に相托スルト致シ(又承ニ外来診察勉之普請也)御軍之需ニ応シ可申歟、御賢慮相伺候、橋本を拒否足立(当分皆出来至ル間敷ニ付)永松にても被致不宜候而已、猶更迷惑之事と被存候、否御賢慮之趣至急御返書被下度奉存候也、

九月六日

石黒忠恵

池田謙齋様

(一) 足立：足立寛、明治二年大学東校大助教。明治十四年九月、東京大学医学部教授(外科)となる。

(二) 永松：永松東海、明治二年大学東校大助教、明治十四年九月東京大学医学部教授(生理学)となる。

第四三〇号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

拜見検閲之義ニ付候ても奉拝承候、当年は序々西国之軍医事来リ致調査候義も有之候間、御心配被下間敷候、例年にも試験時節橋本君不在にては生徒之業も可尽き候間、来年は免も角も当年ハ是非橋本君ニ試験為相受度心得ニ存候、右申上候間御案被下間敷候、右御請申上候也、

第二二七号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

御登京後代筆を以て一書相呈候処、貴酬被下奉拜読候、益御多祥奉賀候、御留守宅御無異御安意可被遊候、

一、外科教授之義九鬼少輔殿へ懇請語之詰候処、他を減候而も可相雇候間、銀貨四百円を目途とし雇入方大澤江可申遣と之差図ニ付早々大澤へ申遣候、

一、進藤次郎当十七日帰邦、当時は味望も無之候間拙属へ入局ニ遣申候、

一、明年ドクトルニキサーメン之義承知仕候、其内チーゲル江も相話可申候、

一、兼て御申通候増給之義少輔が談にて大減少(人員ヲ)之上更ニ可差出と之事ニ付、別ニ懇請半分丈ケ申立指之濟夫々当人江申渡候、別紙にて御承知可被下候、

一、年末賞与之義前文増給之義不相叶向江もちと色をもたせ賞与を遣申候(但彼の内当金にて取斗文部省へは不申出分、寸時西郷方成昨年来増給之義度々申出(夫字自ら云う毎度御)候得共、夫なりに成居候間差し遣様と存候へ共、内当金もそふいづれも蓄置も六ヶ敷と存候間別、紙之通兩人江も少々とも遣申候、是は独断甚無申訳候へ共、老生が御申置有之候由ニ申聞遣申候、一、半井英輔和歌山県へ被雇参候志願之由、尤シニルツ氏も同

人を嫌ひ此事は大悦之趣、右代は医学士杉田醒志願ニ付、近々上申可致と存居候、右貴酬旁近況申上度時氣御厭奉願候、小生も今日にて検院は了り初めて不黙証にて帰宅仕候也、

十二月廿三日夜

忠惠拜

池田老生侍史

二白、勅任之奥様来年給拜一条にて家々ニも緋のはかま馬車等之俄用意にて大混乱之由、俄貴人は皆頻ル閉口之様ニ被存候、甚閉口可致し度ものともニ存候、

(一) 九鬼少輔：九鬼隆一。文部少輔。美術行政家として著名。明治十二年佐野常民を会頭とする龍治会に参加。古社寺保有会々長、皇室博物館総長などを歴任し男爵となる。

(二) 大澤：大澤謙二、東京大学医学部教授（生理学）、のち帝国大学医科大学長。

(三) 進藤次郎：新藤二郎、明治十二年医学部本科卒業生。

(四) チーゲル：Ernst Tengel。一八四九年スイス生れ、ベルリン大学で医学を学びのち、ハイデルベルク大学、ライプツヒ大学で医学研究。一八七五年よりストラズブルク大学でゴルトツ教授の助手を務める。明治十年来日、東京医学学校で生理学を教える。明治十六年一月帰国。

第四六〇号文書

石黒忠惠書状

池田謙齋宛

〔遠藤〕

一、昨日申上候進藤次郎義當時千葉県辺へ旅行中之よしニ付同人帰京後ニ無之而は何れニも吉田之一件は難取定候、且又当部給費生清水郁次郎義も成績良之処にて進藤一向旅行中之由ニ御座候、

(一) 鳥瀉恒吉大分県佐々木文蔚島根東江来ル十五日出立之由、就而は假信書卒業証書假証相受度と之事ニ付假証書相認御姓名并御職印にて相渡し申候也、

五日

忠惠生

(一) 清水郁次郎：郁太郎、明治十二年医学部本科卒業生。明治十六年

医学部御用掛（産科婦人科）。のち東京大学教授、理学部医学部兼務。

(二) 鳥瀉恒吉：明治十二年医学部本科卒業生。

(三) 佐々木文蔚：明治十二年医学部本科卒業生。

第四五八号文書

石黒忠惠書状

池田謙齋宛

〔遠藤〕

今日午前御代理としてドクトルヂッセ氏と面会候処、横浜出迎之義に同氏より謝辞申出候間、不日総理池田君貴宅へ被参学料之義に可被相談候間、凡一週間旅疲を被慰可然旨申置候、

一、同人居宅は已に充分出来居候ニ付、家具整次第引移候由申居候、

(一) 一、同氏とギルケ氏との関係ニ付唯今田口申出候は、今日ギルケ、チーゲル、ヂッセ、三宅解剖局ニ相集、性之思想も有之、且又田口ギルケ江態々忠告も致し候末折能相成、いまた確定は不致候へ共、ギルケヲ於て講義の一部を相譲居置も分与候様相成可申趣ニ候、就而は近日ヂッセ氏江御面会之前一回田口江御逢被下、様子御聞取之上ヂッセと御逢被下度奉願上候、当先々都合よく御同慶仕候、右申上度早々、

(110)
二月廿八日
池田先生

忠恵

閣下

- (一) ゼッセ：ヨセフ・ゼッセ、明治十三年二月二十七日来日、医学部解剖学教授となる。
(二) ギルケ：ンス・ギルケ、医学部解剖学教授、明治十三年五月三十一日満期解任。
(三) ゼッセ来日直後の明治十三年二月二十八日と推定される。

第四二〇号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

別紙布達之義教師一列江は相発達不相成候処、⁽¹¹¹⁾ランゲ氏⁽¹¹²⁾が川上氏江之氣付きニは本科教師一同江一応御垂問之上にて御発ニ相成可然、且又右布達は来年⁽¹¹³⁾が実施之義にて本年は実施不相成事ニ可有之候と之事ニ付、一応御意見相伺候、

一、別紙之通内務省⁽¹¹⁴⁾が申越、然ル処昨日桐原氏⁽¹¹⁵⁾がシユルツ氏江熟議之上眼科之義は河野⁽¹¹⁶⁾と相約し有之、旁衛生局申越通にては又々大都合を生可申候ニ付、河野之義は免も角も当方へ同意被下度、直々長与氏へ御話相願候、

一、洋行生証人添状于今不相揃候間、本日は上申不仕候、右已上不尽、⁽¹¹⁷⁾

十月廿三日

石黒忠恵

池田先生

侍史

(一) 布達：明治十四年の東京大学改革に関する布達か。
(111) ランゲ：Lange, Rudolph、一八五〇年プロシアに生まれ、明治七年来日、東京医学学校でドイツ語、ラテン語および数学教師として勤務。明治十四年十一月三十日満期前に解任され帰国。一九三三年没。

(二) 川上：川上正光、東京大学独逸語学助教授。

(四) 河野⁽¹¹⁶⁾：明治十二年東大医学部卒。

(五) 注一より明治十三年と推定される。

第四五四号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

昨日御帰京之由伝聞御安福奉恭賀候、御不在中之件ニ入御聞度候ニ付直ぐ参堂可仕候処、生義先日來林総監不在中にて双方故少々用も差寓居候間至急入御聞度件も無之候間、今日不参仕候、明日歟明後日参堂可申上候也、

一月十五日

於医校忠恵

池田先生

第四四一号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

寒威甚敷候処御多祥奉恭賀候、今朝一寸参堂候処、御酒辺ニ付午後第一時三十分宮内省江被出候とは亦御退出後遺憾此事ニ御座候、右拜芝之上申上度件は、⁽¹¹⁸⁾

一、松原一条今回は小生はいまだ実条を不持来候得共、生徒之方面已不法ニは無之教授上随分不満足之条件なり候ハムやニも御座候間、其御舎にて被為在度候、

一、石原助安義至極勉強ニは候へ共、閣下又は小生之名を仮用

免角聞權勝にて校内之鳳不宜折合も不相付やニ承及候、是は小生が先頃申上候、明日頃厳く可相戒候へ共、事ニより候ハハ大
学市川と御交換相成候而は如何可有之候や、先は右申上度其他申度件も有之候へ共、萬拝芝と相残置候、頓首、

一月十八日

午後三時

池田先生

侍史

(封筒表)
池田様

さし上置

東京牛込揚場町十七番地

石黒忠恵

(一) 松原：松原新之助か。新之助は医学部動物学助教授。

第四二八号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

[遠藤]

又々寒雨困却仕候、然は今朝議官鍋島幹君本庁へ被参同人聲医学士石黒宇宙治義昨年来学校之助手熱心にて三宅氏トも内願之上宇都宮病院長福島新蔵出京時機相得居、幾重にも医院江再入研究之素志を遂度至願ニ有之候、就而は今般洋行生有之候由ニ付右之迹江補入相成度と懇に被相頼、尤右は三宅氏江直々度々申込於同氏も池田君被致承諾候ハハ可取斗と迄ニ相議居候間、先生江之処小生此義是非相頼呉候風被申候間、此段小生よりも相頼候、いつれ明日拜芝尚可相願候得共先以て此如相願置候也、

三月二日

石黒忠

池田先生侍史

(一) 石黒宇宙治：明治十二年医学部本科卒業生。

第四三五号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

[遠藤]

昨日之御書上にては御引籠と相考参堂候処、御他出ニ付以書中申上候、留學生之件昨日三宅君と相談別紙之通思整丈ケ相記し差上候、尚御一覽之上高見御記入、明日加藤君江御差出奉願候、実は本日御高見御記入相願明日小生出動懸ケ大学江持参候心得之処、前文之次第故宜敷奉願上候、○、ウイリス一条別ニ御催被為在候義ニ候ハハ無抛、無左候ハ、宮内ニて先申上候人名へ御序ニ一言御聞合宜敷奉願上候、是ももはや日も無御座候間相候義ニ御座候、相逢候時之事とも拜芝之時可申上候、右申上度早々類首、

一月十五夜

忠恵

御立会へ

(封筒表)

池田先生親展

(封筒裏)
石黒忠恵

(一) ウイリス：William Wills 英国の医師。駐日イギリス公使館医員として来日。東京の大病院に勤務。ドイツ医学の採用に際して排除され、西郷に迎えられ鹿児島に移り医学校を主宰。一八九四年没。

第四三一号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

来ル十一日午後第五時於加藤総理邸御会議ニ付参会可致旨拝参
仕参会倍席可仕候也、

七月七日

忠恵

池田先生侍史

(封筒表)

池田先生

東京牛込揚場町十七番地

侍史

石黒忠恵

拝復

(一) 大学改革で加藤弘之が東京大学総理に就任した直後の明治十四年
と推定される。

第四二号文書

石黒忠恵書状

池田謙齋宛

〔遠藤〕

拜見、御眼疾尚被為在候義御案奉申上候、一寸為御見舞昇堂可
仕処、一昨日より青梅へ罷越今日帰京、頗ル相勞れ候間、本日
は相不伺御加養奉齋候、金里長盛義ニ付云々相承右はたとへ疾
病とにては憲兵隊長へ申出其上にて軍医診断之上軍より入院治
療迄差加候上にて無之候而は免役は六ヶ敷候間、免ニ角隊長へ
道途を理り候て可願出と御申聞被下度候、尤傷項当人申立通無
相違ニ於ては無論除役にて相成候かと被考候、

一、医学部へ御執務ニ付候ての御内示実ニ於生も疾より御推し
申上居候義ニ有之候、乍去唯今俄然御止めニ相成候ハ、種々
に差支も多く可相生ニ付為道ニは今僅少之処御助力ヲ被為在候

様小生も奉願候義にて御座候、且貴下先生方ニ御退きニ相成
候へは生等に於も他ニ前途之確の無之候間、亦退軍之外無之と
先は右御見舞奉申上度、いつれ拝堂縷々可奉申上候、謹言、

八月八日夕

石黒忠

池田謙齋先生

閣下

(封筒表)

駿河臺北甲賀町

東京牛込揚場町十七番地

池田謙齋様

石黒忠恵

親展

(明治十四・八・八消印)

(別紙添付書簡)

長盛儀

明治十四年五月九日就任陸軍憲兵軍曹雖有奉職罷在候処、
元来私儀ハ過ル明治十年西南ノ役警視局警部補ノ職ヲ奉シ
同年三月卅日熊本県下婆婆ヶ見峠進軍ノ際同所ニテ服脊江
銃創ヲ受ケ罷在、夫レ方為メカ今ニ至リ時々服痛ヲ起シ動
作歩行公務ニ苦勞ヲ覚ヘ随分身体衰弱ヲ来シ何分当務難相
勤御座候間、此際奉恐入候得共特別之御詮議ヲ以テ当務御
差免被下度此段奉願上候也、追而負傷項内第三項傷ニ御座
候、

明治十四年六月

陸軍憲兵軍曹

勲七等金里長盛

(一) 医学部への御執務：明治十四年の大学改革で謙斎は東京大学総理心得となり医学部から離れたことによる。

第四五一号文書 石黒忠恵書状 池田謙斎宛

〔遠藤〕

野生江も総理を尋合有之候に付、不取肯三輪光五郎御申込置候間左様御承知被成下度候、三宅秀

追て三輪を加不都合と思召候へ、別紙とも小生方へ一応御返却奉願上候、

別封之通加藤君より御会ニ付別紙之通返書遣候様、就ては御相談奉申上候、御差支なき御見込にて別御順覽終り加藤君へ御遣奉願候也、

八月廿四日

池田先生

三宅先生

石黒

(一) 諮詢会の医学部監事として三輪光五郎を答申する内談であり、諮詢会創設の明治十四年八月と推定される。

第四五二号文書 石黒忠恵書状 加藤弘之宛

〔遠藤〕

薰復、諮詢会ニ属スル属官ニ医学部監事屯名御差加之義ニ付御問合拝承仕候、右は仰之通り候やふ繁勤にも候へ共、屯名御差加相成居候へ、至極好都合ニ可有之候に付、三輪光五郎を御差加相成可然と奉存候、右は池田三宅二氏とも相談之処同意ニ御座候、此段貴答申上候也、

(二) 八月廿五日

加藤総理殿

閣下

石黒忠恵

(一) 前簡につづく内容であり、明治十四年と推定される。

第四四六号文書 石黒忠恵書状 池田謙斎宛

〔遠藤〕

頃日は秀男様御出被下候処不在にて御残多奉存候、其節は御手封被下難有奉拜謝候、さて先日米参堂之上寛々可奉申上と存居候へ共御多忙中にも可被在と却て差扣以書中申上候、小生身分之義先年来御高庇にて大学之吏員ニ相連り一身上之名譽のミニ無之文部卿が酬報金迄相給り名利共ニ身ニあまり候末、先年よりまた何たる寸効も無之他人も軍医部之鋼鍊石黒医学部にて底車を真鑑と申位にて技倆も未だ相尽し不申候も、如此申出候而は何とも無申訳候へ共、最初文部へ兼務義長与君が内話之節にも同君へ申述候通医学部は到底三宅君之可擔場処ニ候処、當時同君教授ニ於て寸暇無之由故一時埋学所謂中継之心得にて兼務御受いたし候、亦昨年来大学之改革良変已来右等之処も小生最初之愚案にも相通し、夫はともあれ軍軍誌之義日々月々進歩方今之処にて総体之進歩を論し候へ、軍医こそ進歩不著第一とも可申敷、明治廿三年迄ニは責て今一步を進め置申度処、葦才浅学にては専一ニ有之候てさへ欠処多きさまにて多端にては何れ江も効績六ヶ敷と中心恐棟ニ不堪、因て今般は文部省御用掛兼

勤は断然相辭し当分之処専ら軍務相尺度と致定仕候間、別紙辭表甚恐入候へ共閣下より前文之趣御口伝被下総理閣下江御伝達奉願候、尤自身直々可差出とも存候へ共、左候而は却て内情も不共通と存候間、御多端中甚恐入候へ共御手を煩し奉り候、尤右辭表通御聞届相成候にて医学部之義他処ニ相認候訳ニは毛頭無之、甚嗚呼ケましく候へ共医学部吏員中ニも小生如きものを年長と被思召何事も相談被致候人もまゝ有之候間、右等之為ニは誠を尽し乍他処医学部へ相尽し候歟懇懇と不力及尽力任、乍蔭奨養候素志ニ御座候、前文之処御明察被下、素志乍無力を御軍ニ尽し此上尚同部之整頓を期度念慮を為相遂被下候と閣下ニ相願候々外無之候ニ付此段懇願仕候、恐惶、

(三)
一月二十四日夜

石黒忠恵

拝啓

池田先生侍史

- (一) 大学之改革：明治十四年六月の東京大学の改革、東京大学総理を置き法・理・文・医四学部及び予備門を統轄せしめ、四学部と予備門に各長を置き、教授、助教授等の諸職を定めた。この改革にともない、謙齋はこれまでの医学部総理から大学総理加藤弘之を補佐する総理心得に任ぜられた。
- (二) 明治二十三年：国会開設をさす。
- (三) 昨年来大学之改革とあるので明治十五年と推定される。

第四四三号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

先月参堂御妨申上候、然は左之一条項参堂可伺とは存候得共御

多用中ニ付書上にて申上候、

一、去ル二十四日中安樓にて外島已下郷人三十余人相集リ本年四月大集会可致候事ニ相定リ、付テ一昨年之發起人ハ皆同にてと申事ニ付閣下御名も小生代理にて差入置申候得は甚超才之至ニ候得共、当年は切腹も極寡少之見込ニ付ぜひ御承知被下置度、尤他ニ不得已御差支被為在候ハ、一寸御一答被下度、其向々へ申置御尊名相削り可申奉存候、

一、小生文部省御用懸被免度件、甚御手数に恐入候へ共速ニ御運ひ候様奉願上候、無左候而は半ハラハラ仕居まんざら出ぬ訳ニも不参、出ても仕事なきと申様にて甚困却仕候間宜敷御沙汰奉願候、先は右奉願度尚拜芝可奉願候也、

(三)
三月五日

石黒忠恵

拝啓

池田先生侍臺

〔封筒表〕

駿河臺北甲賀町

池田一等侍医殿

親展

〔封筒裏〕

石黒軍医監

- (一) 書簡四四六、四四三に続く忠恵の文部省御用掛辭職依頼に関する内容で、明治十五年と推定される。

第四二二号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

益御多祥奉賀候、然はずて御厚配被下小生進退一条段々談合之末昨夜ニ於て弥從前之通職ニ留り候事ニ相成申候間不取敢口申上候、いさいは一兩日之内ニ参堂相鳳候と可申上候心得ニ御座候、敬具、

六月三日

忠恵

拝啓

池田先生

閣下

度々御苦勞被下候、御礼旁一兩日中拜堂可仕候得共尚万御添意奉願上候、

(一) 前簡に続き文部省御用掛に関わる内容であり、明治十五年と推定される。

第四四〇号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

昨日は御返書被下難有奉存候、右は余人ニ無之大阪之神内由己ニ有之候、此人は小生久敷存知類ル見処有之候ものニ候間、林令妹を媒候処先般之次第遣兒女一人有之候、今般林不幸之迹始末相付ケ候次第又々帰浪公事甚敷可相成、後妻迎取候上にて携婦度望ニ付よき処ニ歟令妹之義心付き候間昨日之義申上候義にて候、乍去よく相考候へはよしや出来候時も総理直ニ遠国御旅行之義且小児一人有之義育候積ニ候へ共候義故如何可有之候、乍去大阪ニはざと親緒方氏も有之候間御熟縁も可相成やとも被存候、

右之御舎にて宜敷候ハ、御写真被遣度、万一右にては六ヶ敷也之御見込ニ候ハ、御写真真御急ぎ御遣ニは及不申此段又申上候也、

九月廿二日

忠恵

謙齋様

明日御在宅之否一寸御返事相願候、

〔封筒表〕

池田謙齋先生 東京牛込揚場町十七番地

親披

石黒忠恵

(一) 神内由己：東大医学部卒業生。眼科を専攻して俊才であったので官費留学生の候補に挙げられたが数学が得意でないとして梅錦之丞に譲ったという。『懐旧九十年』に所出。

(二) 林：林紀(研海)、陸軍軍医総監。明治十五年六月、有栖川宮熾仁親王のロシア皇帝戴冠式参列の随員となり渡欧したが、八月三十日パリにて病没。享年三十九。

(三) 林紀死亡直後の明治十五年九月二十二日と推定される。

第四四四号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

昨夜は失敬申上候、然は来ル十八日午後第六時半ニは年例にて支那之料理人参り支那食為相調佐藤橋本緒方君等も参員候積ニ付申候也、同日無御差支候ハ、御来駕其奇を御覽被下度候、但し奇と称するもの而已にて召上り候物ニ有之間敷候間其御覚悟にて尊来相成度候、御同席は前文三君と別ニ陸軍之人兩三人ニ御座候、右は此節柄御多用之頃ニ付一寸前以て相伺候也、

一月十四日

石黒生

池田先生

侍史

(封筒表)

都下駿河臺北甲賀町

東京牛込揚場町十七番地

池田謙齋様

石黒忠恵

親展

(一六・一・一四消印)

池田様

(封筒表)

府下駿河臺北甲賀町

東京牛込揚場町十七番地

池田謙齋様

石黒忠恵

御直披

(日附印)
一六・六・一四、牛込

第四四五号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

[遠藤]

益々御多祥奉賀候、然は根津五郎右衛門と申候もの腹委にて今般相治療態々出京候間、甚乍御手数數御一診御治法御示被下度、病歴は当人所持罷在候間御一説可被下候、右相願度早に不乙、

六月五日

石黒忠恵

池田謙齋様

侍史

(封筒表)

駿河臺北甲賀町

東京牛込揚場町十七番地

池田謙齋様

石黒忠恵

第四三三号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

[遠藤]

根津一条いさい(マツ)拝承仕候、毎々御手数數奉万謝候、○、令妹滞絶一条亦具ニ拝承神速先方へ申遣度候、御心配被下間敷候、○、西京行之由いさい拝承御病中ニ付必御注意可被成候、小生速ニ左同度候処大差退り之事有之候間、明日明後日は不得同候也、

六月十四日夜

石黒忠

第四二七号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

[遠藤]

先日は尊来被下候処、不在にて遺憾此事第御座候、今朝一寸相伺候処、大隈氏へ御出之迹にて亦残念ニ候、要々拜話仕度事有之候間近日拜堂可仕候、

一、ベルツ氏婦国ニ付贈物先日善松にて教授已上相会し百二十円位之品でも送り私交際候事ニ相成テ一田口置一受持 料紙壺

硯箱石黒 相定め申候、閣下ニは別ニ御懇意ニ付必ス別ニ御送りとは存候へ共、万々一御加入之方御便利ニ候ハシ愚方もしく

ハ三宅へ一兩日中ニ加入致度ト御申送り相成候ハシ可然候、近日薄暮御自愛于専念候也、

(二)
七月廿六日

石黒忠

池田先生

(一) ベルツ氏一旦帰国ニベルツは三回休暇を取って帰国している。一回目は明治十七年、二回目は明治二十五年、三回目は明治三十三年であった。本簡は第一回目の帰国直前のもので、このときベルツは翌十八年十二月帰任している。

(二) 前注から明治十七年と推定される。

東京府士族

池田文仲養子

第四二六号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

今朝一寸相伺候処、已に御出馬後にて相退き申候、奴昨日総理

殿より参学可致トノコニ付頭候処、ベルツ氏一旦帰国再渡来

之時ニケ年間雇継之義井上外務卿より文部卿江之懇談、且又独

乙公使より之懇談も有之、不得止候情実之由にて同時三宅君も

罷入居、因て閣下御在席ニは無之候へ共、然ラバ一ケ年を増し

都合三ケ年丈ケは雇継申候事ニ先方之望へ類くも 総理殿へ申立置

候、旧時ニ所謂御老中江差越驅込訴之類にて往々如此手段ニ慣

れ候事ニ不相成候と苦慮仕候、先は右概略申上度いづれ拝芝之

節万々可申上候也、

五月卅一日

池田先生

侍史

石黒忠恵

昨日長井(一)も面会仕候、さて同人身上如何御取極めも可相

成や、給金は実務之多少ニより多寡可有之候得共、名義は

教授卜位階と之處適當候処に御据置相成度被存候、

(一) ベルツの第一回帰国中の明治十八年と推定される。

(二) 長井…長井長義。明治十八年十月、東京大学医学部教授。

第一二七〇号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

別紙之通申参候条甚御手数之段恐入候得共、

御一新已後ノコナリ

何年何月何日被仰付

同

同

何年何月普国留学被仰付

同 何学修行

同 内科免証ヲ得ル

同 トクトル免証ヲ得ル

同 婦朝

右之通御認方可相成ハ直々此年月日附与封筒上書は松本宛にて御認遣し可被下候、此義参上可申述処、本日は午後一時迄一ツ橋御門内病院既ニ出頭罷在手放兼候間以書中申上候也、

五月十六日

忠恵拜啓

謙齋先生

第四四七号文書 石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

至急御相談申上度儀出来候処、本日は宮内省御宿直と申事故明朝出勤之時「八時〆九時迄之間」宮内省御局へ小生出頭可仕候ニ付、該時刻御待被下度此段申上置候也、

一月十七日

忠恵

池田先生

池田君本日御局へ当直当り候由ニ付別紙差上候、御届可被下候、尤当日御当直ニ無之候ハ、直々使之者へ御渡被遣被下度相願候也、

一月十七日

待医局

御中

石黒軍医監

池田謙齋様

四月廿二日

幹事

本間俊児

大野恒徳

八杉利雄

石黒忠恵

(封筒表)

池田一等待医殿

急要用 親前

石黒軍医監

第四四九号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

勅諭書義本部長より可被相渡候ニ付来ル二月一日午前第十時当部江御出頭可有之候、此段申入候也、

一月廿六日

(端裏書き)

池田軍医監殿

石黒軍医監

第四五〇号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

積日相溜居候事件も有之候間、明十四日ニは於本部集会致し候間、午後第三時に御出頭被下置度相願候也、

六月十三日

池田老先生侍史

石黒忠恵

追て妻々相同度事有之候間必御出奉願候、

第四三二号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

遂テ会費ハ昨年通り尚万一御不参之節ハ廿五日迄ニ幹事迄御通知被下候事、

例ニ依り来ル廿九日於墨堤八百松楼軍医部親睦会相催候ニ付、同日午後第三時迄ニ御来会被下度、此段御通知申上候也、

第四五三号文書

石黒忠恵 池田謙齋

〔遠藤〕

益御多祥奉恭賀候、陳は陸軍卿付少佐田島より同人父病事ニ付是非先生御一診相願度候間、別書江致添書呉候様懇ニ頼越候間致添書差出候、何分共恐入候へ共御退出懸ニても御一診被下度

偏奉願候也、

十月十日

石黒忠恵拝

池田先生

侍史

第四二三号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

明日指冤ニ候得共平日御出頭と申訳も無之候間、強て御出頭ニ
も及申間敷、但し御不參之時は宮内省当直と申事書面にて御申
越相成候、勲記は御遣し被下度候、是は改済之上従当方返上可
仕候也、

十一月卅日

石黒

池田様

〔封筒表〕

駿河臺北甲賀町

池田軍医監殿

被差置

〔封筒裏〕

石黒軍医監

第四五五号文書

石黒忠恵書状

池田謙齋宛

〔遠藤〕

益御多祥奉賀候、コレラにて寸暇無之為ニ乍恐御疎遠申上無申
訳候、福原少將被參左之件及御頼依被呉候様被申候間相伺候、
浜町ニ罷在先日中々御加療相〔破損〕福原芳山〔破損〕と申者病氣は
到底死ニ至り可申や否弥、死ニ至り可申御見込ニ候ハ、色々

子定候事不日〔破損〕其段為御聞被下度候、〔破損〕口事ニ付テハ弥死すヘ
き御見込ニ候ハ、はがきにて御一答奉願上候、当分死すヘき御
見込ニ無之候ハ、御返事ニ及不申候、右相伺候也、
〔破損〕

七月廿八日

石黒生

池田先醒

侍史

- (一) コレラ：明治十九年、米軍艦がコレラ患者を載せて神戸に入り、
兵庫の検疫官がこの処置に応じないため、忠恵が兵庫へ出港し、
検疫を受けさせたことをさす。またこの年東京にコレラが流行し、
市民九千八百人が死亡した。
- (二) 前注より明治十九年と推定される。

第四二四号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

昨夕は寄席御出席御苦勞奉存候、乍去御出席相成候為会ニは多
分之重さを加申候、○昨朝御断之一条御説諭ニも弥不貫徹と相
見へ本日出省之処、彼氏より局長宛之封書到来致居、尤親展と
も何とも認無之故或ハ課僚にて例ニより披封之処、土肥一等軍
医旅行書添之永々たる敷趣ニ有之候間、直々局長出頭之上披見
其儘印封、尚当局長手元へ留置候様ニ候、尤次官までは一応内
聞ニ入置候得共、大臣へも秘し置候而当人後日之為可宜と存候
由ニ有之候、就而は氣を抜き候為ニは温泉浴にも成候て可然と
奉存候得共、右温泉を勧め候手も無之困候、乍去万々一右辞
表御差出之後にも診察所等へ被參候義は局長ニ於ても所謂大目

ニ被見候積ニ付候、但し辞表被差出候上は小生立ち場にても是非頓ニ就き一応諍談不申候而は不相成処、昨日之通り傍杖之尖端小生ニ向ひ居候而は小生参り候得共、油を増候て火を点し候ニ当り候、小生は冤罪を呑当分雲之晴れ月の出明らかにかに御了解之日も可有之候間、夫までは差扣居可申と被存候、先は右申上度近日昇堂縷述可申上候也、

九月十三日

石黒忠

池田先生

侍史

(封筒裏)

駿河臺北甲賀町

池田侍医局長宮殿

御直披

(封筒裏)

石黒医務局次長

(一) 土肥一等軍医：土肥淳朴。福井出身。

(二) 謙齋が侍医局長、忠恵が陸軍医務局次長とあるので、明治十九年から二十一年の頃と推定される。

第四二五号文書

石黒忠恵書状

池田謙齋宛

(遠藤)

(別紙添付書簡)

拝啓、陳へ北海道御巡廻先ヨリ御恵与之尊書辱拜見仕候処、拙者之不才ヲ御見捨無之御懇切之段難有少時モ忘却不仕御

高恩筆紙ニ難尽候、本年ハ来月ヨリ前代未聞之国会開カレ等ニ而諸省会計上之御都合モ有之事ト奉愚察候、就而ハ宮

内省江奉職致度ハ素願ニ御座候得は或ハ相叶不申哉ト心配致居候、尤モ本年中ニ御採用相願度ト申ス意ニ無之先便ニモ申上候通り来年四月迄ハ是非当地ニ奉職致拙者心力之及フ限りハ勉勵不致ヲ得サル義ニ御座候ニ付、来年四月後御採用被下連ニは成候ハ、無此上難有次第ニ御座候、四月後トテモ一二ヶ月ハ上京ノ上側ヲ内科ヲ先輩ノ御指示ヲ受ケ研究致ツム待居心得ニ御座候得は、来年一ケ年モ待タザル事情有之様御思召被遊下候、何卒御面倒ナガラ御報示被下度候、拙者ノ素意ハ先便ニモ申上候通り内科ヲ専ラ研究致日本ニテ先輩即チ欧州帰りノ内科専門ノ先生方又ハ日本ニ居ル人ニテモ内科ニ実験得意ノ術見人ハ拙者厭クマテ学ヒ尽シ而シテ後チ徐々期ニ乗シ事情独逸行クセサルヲ得タル義ニ相成候ハ、断然進テ彼国ニ赴キ胃病又ハ肺病ノ如ク人ノ最モ多ク罹リ医ノ最モ難治トスル症丈ケ他ニ心ヲ用ヒズ専ラ研究致し帰朝ノ上厭クマデ研究致し自ら倍スル所出来確乎タル見込定説相立候上ハ独乙人ニテモ英人ニテモ少シモ頓着ナク斯此ノ精ニ斯道ノ為メ従来ノ管見ヲ破リ胃病又ハ肺病療治ニ有効ノ法ヲ加ヘ度所存ニ御座候、不得已時歐行し不得已迄研究し得て所ハ宮内省ニ奉職シツムスルヨリ外ニ目的相立不申候、尤モ地方高等中学医学部又ハ医科大学ニ入り内科ヲ専ラ研究セバ宜様ニ見ヘ候得共、拙者ハ之ヲ望マズ、何トナレバ拙者漸ク三四千円ヨリ多クノ資金無之身医科大学ニ奉職スルモ大学ニ修身奉職スル輩ニアラサレバ欧行ヲ命セラルムコト無覚東地方ニ出シカ之ヲ朝夕攻

メ之ヲ朝夕磨クノ内科先達ノ士ニ乏シケバナリ、右之次第ニ御座候間池田先生ニ御相談被下到底北村ハ宮内省ニハ今後幾年待ツモ採用不相成申事御決定ニ相成候ハ、他ニ素意ヲ達スル道ヲ考ヘサルヲ得サル義ニ御座候間、至急御報知被下度候、幸ニ拙者ノ如キモノニテモ御見捨無之四月以降二三月モ待テバ何トカ工夫付クト御決定ニ相成候ハ、其用意可仕候、若シ一ヶ年間モ待サルヲ得タル義ニ御座候節ハ寧日上京不致他ノ府懸又ハ郡立病院ニ位置ヲ求メ一般ニ八百屋ノニ内外科患者取扱ヒ居リ、側ラ後來専門ニ研究致度存スル内科ノ内胃肺ノ二科ヲ自ラ師トナリ弟子トナリ書籍雜誌等ヲ友トナシ勉強致し度心得ニ御座候間、免ニ角御報知被下度偏ニ奉懇願候、医科大学長三宅秀衛生局長長与專齋海軍々医総監高木謙寛等ノ先生方ニハ拙者右様ノ赤心ヲ吐露致一身上ノ事願所存ハ後來無之、亦願テモ速モ御憐察被下御引立無之事ハ拙者大ニ知ル所有之候間、仮全何程究シツモ依頼致心得ハ無之候、サスレバ拙者世ニ出ルニ只赤心ヲ吐露し御依頼致度ハ先生閣下ト大澤池田ノ両先生アルノミ、大澤先生モ閣下ノ如クナラズ、池田先生モ未ダ其縁至テ薄し、然ラハ閣下ヲ措テ他ニ依頼致先生ハ無之候間、何卒ノ心情御洞察被下厭クマテ御教示御引立被下様奉願上候、元來依頼スルトカス字ハ拙者嫌ヒノ二字ニ御座候得は微力ニシテ知己ナク志アリテ術拙ク実ニ致方無之義ニ御座候、拙者先生ニ依頼致候以上ハ決シテ閣下ノ高恩ハ修身依頼セシ事ノ成否ニ関セズ忘却致サムル心得ニ御座候間、何卒其

御思召ニ而御助ケ被成下度候、若シ不幸ニシテ北村徐雲ハ百姓ノ子故宮内省ニ不適当ナリ彼ハ専心勉強シテモ速モ胃肺ノ病疾ノミヲ研究し其奥ニ達スルコト無寬束彼ハ顔色黒ク宮内省の男兒ニ非ラス云々等ノ外面寄視のノ件ニテ落第然事ニ候ハ、致方無之天命ナリト明クシテ皇統連綿タル世界無比ノ天皇陛下江符シ奉ル忠ハ拙者断然転ジ長谷川泰先生のニ私立医学学校病院ヲ後來設立スルコトニ決し矢張り素志ノ通り内科ヲ来年四月以降地方病院ニテ自修し資本ヲ益シ実験ヲ積ミ一二ヶ年後上京致し内科専修ノ先輩ニ就キ専ラ胃ト肺ノ実験高説ヲ聴キ之ヲ試シ尚ホ足ラサルトキハ自ヲ得タル資金ヲ以テ飄然独逸国ニ行キ之ヲ叩キ之ヲ改メ帰朝ノ上胃肺専門内科医ノ名ヲ収テ自ラ患者ヲ診シ之ヲ療シ他ノ究シタル医学士ヲ聘シ各専門ヲ分擔セシメ上ハ陛下ニ対シ奉リ下ハ一般人民ニ対シ医学士タルノ本分ヲ全フ致度決定致居候間果シテ宮内省ハ到底之ヲ望ムモ門閉アリ之ヲ期スルモ會計ニ限アリ之ヲ依頼スルモ無益ナリト遠ク御決定ニ相成候ハ、断然拙者ヲシテ長谷川先生のノ人物ニ被成下度候、若シ幸ニ落第スル恐少ク御採用被下御見込来年ニ限ラズ有之候ハ、何卒被推挙被下徐雲ヲシテ直接ニ陛下ニ対シ奉リ忠勤爲致被下様奉願上候、以上申上候処ハ拙文ニテ思ヒ居候所ヲ其儘申上候事故御諒被下何分ノ御教示有之度此段奉願上候、草々頓首、

十月六日

北村徐雲

石黒先生

閣下

二伸、当地病院モ不相變繁昌致居候得は種々ノ事情有之、人民中対州人ト他国人ノ折合悪ク、拙者等ヲ聘し呉レ候人ハ宜ク他国即チ対州人ニ無之方ノミニ御座候、御存知之通り当港ハ対州人専ラ開墾シタル姿ニテ常ニ病院江来テ治ヲ乞フニ関セズ、他ノ事情ヨリ彼是面倒ナルコト多ク有之候、且当地ノ氣候ニ妻子共適セサルニヤ病ノミ致居、現ニ昨年ハ当地ニテ実父ヲ失ヒ今年益友権教少助ヲ失ヒ旁当地ハ四月満期ヲ幸ニ辞スル決心ニ御座候間、宮内省不忠敷様御思召被遊候ハム地方府県病院長カ郡立病院長カ宛ニ角患者多ク月給多ク拙者ニ勤マリフール所有之候節ハ御推挙被下度候、決シテ御迷惑相懸申間敷候、拙者ノ出来得ル事ハ他ニ無之只熱心ニ勉勵致し正直ニ勤メ心中患者ヲ愛スル事ヲ忘レサル斗リニ御座候間此辺モ敢而申上置候、御多忙中再三御面倒ナル義申出恐入候得共閣下ノ外ニ右申上候人ハ乍残念医門ニ其人無之候間御憐察被下度候、

(封筒表)

宮内省

池田待医局長殿

御直披

陸軍省

石黒軍医惣監

先日一寸夕頃ニ参上候処、御不在ニ付名刺差上げ申候節緒方君身上ニ付書面差上置申候、手ニ尽せる丈ヲ尽し候義に御了知相

願候、○、朝鮮ニ居候医学士北村徐雲より宮内省志願度々申来

り、小生ニ貴家へ罷下願具候様ニと迄申来候、御多用中ニ付別

紙差上候、御閑に見読置被下度候、御返事ハいつか拝芝之時ニ

仕度候、○、第一回日本医学会々々志印刷も七分通り出来申候、

出来次第第一会相頼御相談可願候、○、東京医学会より三宅会長ニ

あきを来し候由申評風ニかし弥此説懐ニ候ハム三宅は立派ニ会

前ニ辞し迹は御隣家ニても為負可然か、内々御含迄申上度候、

○、三宅氏貴族院ニ不入当人勿論他ニも思ハクを生困入申候、

十月十三日

石黒生

池田先生

(一) 第一回日本医学会々々志：明治二十三年四月一日から七日まで開催された第一回日本医学会々々報。

(二) 注一より明治二十三年と推定される。

第四三四号文書

石黒忠憲書状 池田謙斎宛

〔遠藤〕

益多祥奉賀候、さて今日ハ珍敷ちまき御送被下何色成候品拝受、

無類の味覚なおきな粉御添江難有御礼申上候也、

三七六月四日

忠憲

(表書き)

市内神田区するが臺北甲賀町

(印)

東京市牛込区揚場町十七番地

池田男爵殿史

石黒

第一二六九号文書

石黒忠恵書状 池田謙齋宛

〔遠藤〕

拜呈陳者コッホ博士歓迎会委員相談会来ル五月六日（水曜）午後七時ヨリ日本橋区坂本町東京医会本部集会所ニ於テ相開候間御来会相成度此段得貴意候、敬具、

追テ準備委員会ニ於テ立テタルコッホ博士歓迎会按一部御手許迄差出置候、

明治四十一年五月一日

コッホ博士歓迎会準備委員会

石黒忠恵

池田謙齋殿